

# 有料施設の予約方法

市民活動センター独自の方法です

これまで、ほかの施設では、相当の期間に渡って、一部の団体が予約をしているため、ほかの団体が使用できないといったケースがあります。

市民活動センターは、できうる限り公平に多くの市民活動団体に使用していただくことを目的に独自のルールを定めています。

2階施設の予約申請は、使用する日の3カ月前から受け付け  
申込書の提出日から3カ月間に使用できる日は、2日を限度とします。

## 具体的には

4月1日に申請する場合は、4月1日から7月1日までを申請することができます。

この間に予約することができる日は2日間のみです。

仮に4月1日に5月1日と6月1日の予約をした場合、1回目の使用が終了となる、5月1日にならないと新たな予約はできません。

この場合、5月2日から8月1日までの予約をすることができますが、6月1日の予約をしているので、新たに予約できるのは1日分のみとなります。

このルールを用いることで、長期間に渡って一定の曜日、時間に予約を行っているため、ほかの団体が使用することができないといった状況の緩和を図ります。団体によっては、この手法は不便を感じる場合もあるかと思いますが、多くの市民活動団体が施設をできるだけ公平に使用するための手法ですので、ご理解とご協力をお願いします。

『市民』と『行政』が  
一緒につくっていく  
市民活動センター

市民活動センターは、市民活動の支援と活性化を行うこれまでにない施設です。

市民活動センターの管理や運営などについては、行政のみが行うのではなく、市民活動団体とともに試行錯誤を繰り返しながら、市民活動の支援や活性化を図るより良い施設として、管理や運営はどのようなにすべきか、市民活動の支援の方法はこの方法で良いのかなど、常に検討を重ねていく必要があります。

市民活動の支援や活性化の手法はさまざまありますが、最終到達点はなく、日々、新たな手法を検討する必要がありますので、市民活動センターについて、ご意見をお寄せください。

そして、このまちを元気にするために、行政のみが行う市民サービスではなく、行政活動と市民の皆さんが行える活動の良いところをあわせた担い合う新たな『市民サービス』をつくってみませんか。

市民活動センターの  
使用についての説明  
会を開催します

▼日時 2月8日(月) 15時

▼場所 市民会館中ホール

▼対象 自発的で公益的な活動を行う市民活動団体や市民、これから市民活動を行いたいと考えている市民

▼内容 市民活動センターの登録や使用の方法  
※当日、直接会場にお越しください。

市民活動センターに関する問い合わせは  
政策推進グループ  
☎85 1122